

令和6年度静岡県防災会議 議事録

令和6年8月26日(月)
クーポール会館5階5-A
午後3時30分開会

(司会)

定刻となりましたので、ただいまから令和6年度静岡県防災会議を開催いたします。本日はお忙しい中委員の皆様には御出席をいただき、ありがとうございます。本日、代理出席を含め50名の方々に御出席をいただいております。

それでははじめに会長の鈴木康友静岡県知事から御挨拶申し上げます。

(鈴木知事)

本日は御多用の中、令和6年度静岡県防災会議に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また日頃から、本県の危機管理行政に対しまして、皆様大変御理解と御協力を賜っておりますこと、厚く御礼申し上げたいと思います。さて、先日8月8日に南海トラフ地震の想定震源区域内である日向灘で地震が起こりまして、初めて南海トラフ臨時情報というものが発表されました。そこから一週間ですね、警戒を怠らないということで、県民の皆様にも、日常生活を送りながらではありますけれども、地震の備えをしていただきました。

一週間、何事もなく過ぎてよかったわけでありますけれども、地震の可能性がなくなったわけではございませんので、ぜひ引き続きの備えを続けていただきたいと思います。また皆様にも、引き続きの災害への備えをお願い申し上げたいと思います。

また、本年の1月1日には、能登半島で大きな地震が起こりまして、300の方が亡くなられるという大変大きな被害が発生いたしました。お亡くなられた皆様に哀悼の意を申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げたいと思います。

本県は発災当初から、緊急消防援助隊や警察の広域緊急援助隊、DMAT等様々な分野に渡りまして、被災地に対し、人的支援を行ってまいりました。また総務省の応急対策職員派遣制度に基づきまして、本県及び県内の市町から職員の皆様を石川県穴水町に派遣し、災害マネジメント支援や住家被害認定調査、避難所運營業務等の支援活動を行ってまいりました。本日は本県が支援を行ってまいりました穴水町から吉村光輝町長にお越しをいただいております。今回の震災で陣頭指揮を取られた経験・立場から、災害対応について、この後御講演をいただきたいと思います。

また、最近地震だけではなく風水害が激甚化・頻発化してきています。現在も大型の台風第10号についてその進路予想から、影響が大変懸念をされるところでございますけれども、これから本格的な台風シーズンを迎えることから、風水害等に備えた防災対策に万全を期してまいりたいと思います。

地震や風水害などの災害から県民の皆様の生命財産を守っていくことは県政にとって最優先課題でございます。今回、能登半島地震が起きまして、新たな災害対策上の課題が出てまいりましたので、そういったことも踏まえまして、本県の防災・減災対策に全力をあげて取り組んでまいりたいと思います。

本日は、静岡県地域防災計画の修正を協議事項としており、その主な内容は法律の改正や能登半島地震などを踏まえた国の防災基本計画の修正などに伴うものでございます。委員の皆様から、忌憚りの無い御意見をお願い申し上げたいと思います。

以上よろしくお願いを申し上げます。

(司会)

それでは議事に進みます。本日の議長は会長であります鈴木知事が務めます。

知事、お願いをいたします。

(知事)

それでは、私が議長を務めさせていますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、議事に先立ちまして、静岡県防災会議運営要領第7条の規定に基づきまして、本日は議事録署名の指名をさせていただきます。

農林水産省関東農政局静岡県拠点地方参事官 河合亮子委員、東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社 総支社長 淵脇健委員、この御両名を指名させていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

それでは議事次第に従いまして、協議事項から進めてまいります。

静岡県地域防災計画の修正につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

静岡県危機政策課の高部と申します。私からは静岡県地域防災計画の修正のうち、原子力災害対策編を除く部分の修正の概要について、資料1-1、1-2を使用して説明いたします。

資料1-1「令和6年度静岡県地域防災計画の修正案について」を御覧ください。

静岡県地域防災計画は災害対策基本法第40条の規定により、国の防災基本計画に基づき、本県の地域に係る防災に関する計画を定めたものであります。令和6年度静岡県地域防災計画の修正案は、(1)国の防災基本計画修正に伴う修正、(2)本県において実施する施策等の反映、(3)原子力災害対策編の修正、(4)その他所要の改正の4つに大きくは区分されております。

「(1) 防災基本計画修正に伴う修正」につきましては、最近の施策の進展等を踏まえた修正と、令和6年能登半島地震を踏まえた修正の二つに区分されます。最近の施策の進展等を踏まえた修正は、在宅避難者など避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援や、道路のアンダーパス冠水等を踏まえた水害対策の強化を反映しております。

次に令和6年能登半島地震を踏まえた修正については、受援体制の整備といたしまして、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、活用可能な立地などの確保への配慮、避難所運営に係るものとして、パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置、トイレカー等のより快適なトイレの設置への配慮、栄養バランスのとれた適温の食事等、物資調達・輸送に係るものとして、孤立地域の発生を見据えたドローン等の活用による物資輸送手段の確保、運送事業者等との連携による物資輸送拠点の運営に必要な人員、資材等の確保を反映しております。

「(2) 本県において実施する施策等の反映」につきましては、国の防災基本計画の修正には反映されておられませんけれども、能登半島地震を踏まえたものとして、避難所の環境改善のための災害時シャワーシステムの設置への配慮、市町における応援職員の受け入れに関する受援計画の作成、地域内輸送拠点から避難所等への物資の輸送における民間事業者との連携を記載しております。

資料1-2「静岡県地域防災計画新旧対照表(案)」を御覧ください。具体的な修正箇所について主なものを説明いたします。

地域防災計画の共通対策編第2章「災害予防計画」第6節の「住民避難体制」3番の「避難所の指定、整備」(1)「避難所の指定」の下段の⑤に、避難所の環境改善に係るものとして、「トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ等の保健衛生に関する物資の備蓄に努めること」、⑦、⑧に「在宅避難者、車中泊避難者への支援に関すること」を追記しております。

第3章の「災害応急対策計画」第3節「応援・受援計画」になりますけれども、受入体制の確立欄に「公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮すること」、第7節「避難救出計画」、4「避難所の開設・運営等」の項目に、「在宅

避難者等への支援、車中泊避難者への支援の実施等に配慮するよう努めること」、(2)の「避難所の管理、運営」②「避難所の管理、運営の留意点」の「エ」に「避難所開設当初からのパーティション等の設置」、「キ」に「栄養バランスの取れた適温の食事等の実施」、「ク」に「トイレカーの災害時の設置、シャワーシステム等の設置による避難所の衛生環境の確保への配慮」を追記してあります。

また、⑥「市町長の要求、要請に基づく県の実施事項」(2)「市町長の要請事項」に「緊急物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めること」、第19節「輸送計画」に「広域物質輸送拠点、地域内輸送拠点の効率的な運営、避難所等への効率的な物資輸送を図るため、人員や資材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めること」、という文言を追記しております。

資料1-1に戻っていただきまして、「(4) 其他所要の改正」につきましては、火山災害対策編におきまして、伊豆東部火山群・伊東市広域避難計画の策定に伴い、噴火警報・噴火予報等に対する基本的な対応の修正、富士山の火山災害における広域避難に関する記載の修正、その他表現の適正化等を行いました。

私からの説明は以上となりますけれども、引き続き「(3) 原子力災害対策編の修正」につきまして、原子力安全対策課から説明いたします。

原子力安全対策課の神村から、原子力災害対策編の修正について説明します。

資料1-1を御覧ください。(3)のとおり、国の防災基本計画及び原子力災害対策指針の改正を踏まえた修正となります。

資料1-3「新旧対照表」によりまして、主な変更点を説明いたします。

2ページを御覧ください。防災基本計画の修正を反映して、安定ヨウ素剤の服用の効果等についての住民等への日頃からの周知徹底について追記しております。

3ページを御覧ください。こちらも防災基本計画の修正により、原子力の緊急事態の段階ごとの国の原子力規制委員会、内閣府の体制や活動がより明確化されたことから、その内容を反映しております。

4 ページを御覧ください。原子力災害対策指針の内容等を踏まえて、県からの要請により活動する民間事業者の放射線防護に関する指標についてや、被爆線量管理や健康管理の支援について追記しております。

5 ページ、こちらは原子力災害対策指針の修正を反映し、緊急事態及び全面緊急事態における緊急時活動レベルの改正内容を記載しております。

その他関係機関の追加や、住所、電話番号の変更などがございます。

説明は以上でございます。

(知事)

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問あるいは御意見等ございましたら、お願いをいたします。

(浜松の企業が手をつなぐ災害支援ネットワーク 鈴木事務局長)

浜松の企業が手をつなぐ災害支援ネットワークの鈴木と申します。

変更というより、意見ですけれども、資料の9ページの、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の設置というふうにありますけれども、今私共も、珠洲市の方に入っております、28回ぐらい入って、避難所の方を支援しておりますけれども、その避難は、パーティションが最後まで無かったというところがございます。なぜかという、若い方は金沢にいらっしゃって、高齢者が多いので、パーティションをしてしまうと、食事のエリアがなかったので、珠洲市は狭くて、皆個食になってしまった。パーティションの中で食事をしなければいけない。なので、見守りも入れて最後までパーティション無しですね、お喋りしながら、段ボールベッドに座って食事をしていました。

なので、パーティションっていうと、市町が段ボールっていう風に思ってしまうんですけど、パーティションは間仕切りの意味なので、他の避難所はカーテン、病院のようなカーテンになってまして、御自分が話したい時はカーテンを開けることも出来るってやっていた所もありましたので。まあ、パーティションをどう捉えるかっていうところですけども、市町が見たときに、段ボールの仕切りが必ず必要だって思わないような、配慮が必要かと思いました。少なくともパーティションを置けばいいわけではなくて、その避難所では話し合いながら、最後までパーティション無しということでしたので、そこが誤解がないように伝わるという意見です。

(知事)

避難所の状況等によりまして、柔軟に対応をしてもいい、という御意見だと思います。

担当、何かございましたら。

(事務局)

危機政策課の高部と申します。今の御意見を踏まえまして、市町が柔軟に対応できるような表現の工夫をしてみたいと考えております。

(知事)

他に御質問・御意見ございますか。よろしいですか。

それでは、御意見・御質問も無いようでございますので、静岡県地域防災計画につきまして、原案のとおり修正することに、御異議ございませんでしょうか。

それでは原案のとおり修正することといたします。

なお、静岡県地域防災計画につきましては、本案により内閣総理大臣に報告することといたします。

続きまして、事務局からの報告事項に移ります。質疑等は最後に一括してお受けをいたします。それでは事務局から説明をお願いします。

(事務局)

市町地域防災計画の修正状況について説明いたします。資料2「市町地域防災計画の修正」を御覧ください。

災害対策基本法に基づき、地域防災計画の修正報告のあった市町は下表のとおりであり、令和5年度に地域防災計画を修正した市町は32市町ございました。そのうち市町独自の政策を反映した市町は、下田市、沼津市など10市町ございました。

裏面を御覧ください。その主な内容につきましては、函南町におきまして、ペットを避難所へ同行避難した際の飼い主の配慮事項等の説明、静岡市における令和4年台風第15号に係る災害対応検証等、浜松市における防災井戸等を活用した生活用水の確保などを記載してございます。

私からの説明は以上となります。

(知事)

資料の3から6につきましては、配付のみとなりますので、後ほど御一読をいただきたいと思います。ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございますでしょうか。

御質問・御意見無いようでございますので、以上とさせていただきます。

以上で本日の議事は終了いたしました。皆様には円滑な進行に御協力いただきありがとうございました。